



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

410	一般競争入札による落札者の決定	(情報政策課).....	2
411	〃	(〃).....	2
412	指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課).....	3
413	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(〃).....	3
414	〃	(〃).....	4
415	〃	(〃).....	4
416	〃	(〃).....	4
417	〃	(〃).....	4
418	〃	(〃).....	5
419	〃	(〃).....	5
420	指定障害福祉サービス事業者の指定	(〃).....	5
421	障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による業務を行う者の変更の届出	(労働政策課).....	5
422	印南土地改良区の定款変更の認可	(農業農村整備課).....	6
423	保安林の指定の解除に係る通知の相手方の所在の不明	(森林整備課).....	6
424	保安林の指定施業要件変更予定	(〃).....	6
425	〃	(〃).....	6
426	〃	(〃).....	7
427	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(〃).....	7
428	知事管理漁獲可能量の設定	(資源管理課).....	8
429	公共測量の終了	(技術調査課).....	8
430	〃	(〃).....	8
431	〃	(〃).....	8
432	道路の区域変更	(道路保全課).....	9
433	〃	(〃).....	9
434	道路の供用開始	(〃).....	9
435	〃	(〃).....	10
436	道路の区域変更	(〃).....	10
437	〃	(〃).....	10
438	道路の供用開始	(〃).....	11
439	電線共同溝を整備すべき道路の指定	(道路建設課).....	11
440	道路の位置の指定	(都市政策課).....	11
441	〃	(〃).....	12

○ 選挙管理委員会告示

20	政治団体の届出事項の異動の届出	12
21	政治団体の解散の届出	13

22 政治団体の設立の届出 13
○ 監査公表	
監査公表第8号 14
監査公表第9号 16
○ 諸報	
公立大学法人和歌山県立医科大学において口頭により開示請求をすることができる個人情報の 公告 (公立大学法人和歌山県立医科大学)..... 18	

告 示

和歌山県告示第410号

令和3年度エンドポイントセキュリティシステム基盤構築及び賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
令和3年度エンドポイントセキュリティシステム基盤構築及び賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
令和4年3月17日
- 4 落札者の氏名及び住所
全庁EP導入グループ
(代表者) 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社
東京都港区虎ノ門四丁目1番1号
(構成員) 西日本電信電話株式会社
大阪府大阪市都島区東野田町四丁目15番82号
富士通リース株式会社
東京都千代田区神田練堀町3番地
- 5 落札金額
1,031,800,000円（うち消費税及び地方消費税の額93,800,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和4年2月4日

和歌山県告示第411号

令和3年度行政事務用パソコン賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
令和3年度行政事務用パソコン賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
令和4年3月17日
- 4 落札者の氏名及び住所
JFRコンソーシアム
(代表者) 株式会社JECC
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
(構成員) 富士電機ITソリューション株式会社
東京都千代田区外神田六丁目15番12号
リコージャパン株式会社
東京都港区芝三丁目8番2号
- 5 落札金額
月額9,900,000円（うち消費税及び地方消費税の額900,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和4年2月4日

和歌山県告示第412号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和4年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3052400185	くるみ	西牟婁郡上富田町南紀の台74番27号	児童発達支援	特定非営利活動法人ほかぜ	西牟婁郡上富田町南紀の台74番27号	令和4.4.1

和歌山県告示第413号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和4年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃 止年月日
3012200048	地域生活支援センターびいす	田辺市たきない町2-19	居宅介護 重度訪問介護	社会福祉法人ふたば福祉会	田辺市たきない町2-19	令和4.3.20

和歌山県告示第414号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和4年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011310103	ソプラス	伊都郡かつらぎ町佐野677-1	自立訓練（生活訓練）	特定非営利活動法人よつ葉福祉会	伊都郡かつらぎ町佐野677-1	令和4.3.31

和歌山県告示第415号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和4年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012100040	すまいる	日高郡みなべ町芝569-1	就労移行支援	社会福祉法人やおき福祉会	田辺市下三栖1475-201	令和4.3.31

和歌山県告示第416号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和4年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012300244	第二なぎの木園	新宮市新宮3415-1	自立訓練（生活訓練）	社会福祉法人熊野緑会	新宮市木ノ川703	令和4.3.31

和歌山県告示第417号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和4年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012300566	ワークランドそら	新宮市佐野1026番地1	就労移行支援	社会福祉法人美熊野福祉会	新宮市佐野1026番地1	令和4.3.31

和歌山県告示第418号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和4年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012410084	多機能型事業所ハッスル	西牟婁郡上富田町生馬1888	就労移行支援	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	令和4.3.31

和歌山県告示第419号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和4年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012520056	NPO法人あいらんど	東牟婁郡串本町二色505番地1	行動援護	特定非営利活動法人あいらんど	東牟婁郡串本町二色505番地1	令和4.4.1

和歌山県告示第420号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和4年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011310103	ソプラス	伊都郡かつらぎ町佐野677-1	生活介護	特定なし	特定非営利活動法人よつ葉福祉会	伊都郡かつらぎ町佐野677-1	令和4.4.1

和歌山県告示421号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第28条の業務を行う者から、次のとおり変更する旨の届出があったので、公示する。

令和4年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 法第28条の業務を行う者の名称
社会福祉法人やおき福祉会
- 2 変更する事項等
 - (1) 変更する事項
事務所の名称
 - (2) 変更内容

(変更前) 紀南障害者就業・生活支援センター

(変更後) 紀南障害者就業・生活支援センター アンカー

3 変更年月日

令和4年4月1日

和歌山県告示第422号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、印南土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和4年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第423号

令和4年和歌山県告示第268号（以下「告示第268号」という。）で告示した保安林の指定の解除に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

小林あや子

2 解除に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び解除の理由

告示第268号のとおり

和歌山県告示第424号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和4年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 新宮市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第425号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和4年4月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 新宮市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第426号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和4年4月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 新宮市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第427号

令和4年和歌山県告示第230号(以下「告示第230号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年4月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
日照寺
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第230号のとおり

和歌山県告示第428号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、くろまぐろ及びするめいかに係る令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を令和4年3月23日付けで定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年4月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	和歌山県資源管理方針第3の2に規定する留保枠の量
和歌山県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	10.3トン	2.9トン
和歌山県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等	15.6トン	
和歌山県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	9.7トン	1.8トン
和歌山県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等	5.9トン	
和歌山県するめいか漁業	現行水準	—

※ 知事管理漁獲可能量に規定する現行水準は、令和4年農林水産省告示第547号において定められた和歌山県に係る都道府県漁獲可能量に規定する現行水準をいう。

和歌山県告示第429号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき独立行政法人都市再生機構西日本支社長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年4月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 基準点測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間 令和2年10月26日から令和4年2月28日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市田中町五丁目地区（一部）

和歌山県告示第430号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき紀の川市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年4月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量（レベル1000航空写真撮影・写真地図作成）
- 2 作業期間 令和3年5月21日から令和4年3月16日まで
- 3 作業地域 和歌山県紀の川市全域

和歌山県告示第431号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき岩出市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年4月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路台帳図データ作成）
- 2 作業期間 令和3年11月22日から令和4年3月17日まで

3 作業地域 和歌山県岩出市全域

和歌山県告示第432号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩出海南線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海南市黒江字北ノ町374番2地先から同市黒江字市場町542番2地先まで	旧	7.00 ） 9.49	471.86	
同上	新	12.10 ） 21.20	467.37	

和歌山県告示第433号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 芳養清川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
田辺市中芳養字下モ谷2059番1地先から同市中芳養字貝田2198番1地先まで	旧	5.50 ） 32.80	233.30	
同上	新	9.90 ） 43.20	233.30	

和歌山県告示第434号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 芳養清川線

供用開始の区間 田辺市中芳養字下モ谷2059番1地先から同市中芳養字貝田2198番1地先まで

供用開始の期日 令和4年4月5日

和歌山県告示第435号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 芳養清川線

供用開始の区間 田辺市上芳養字堂垣内2439番1地先から同市上芳養字堂垣内2385番1地先まで

供用開始の期日 令和4年4月5日

和歌山県告示第436号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 平瀬上三栖線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市上野字小屋谷654番3地先から同市上野字小屋谷639番1地先まで	旧	2.90 } 8.40	87.40	
同上	新	5.30 } 11.80	87.40	

和歌山県告示第437号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 紀の川自転車道

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考 メートル
伊都郡かつらぎ町大字大藪字先嶋191番地先から同町大字大藪字先嶋189地3地先まで	旧	2.60 ） 2.80	101.01	
伊都郡かつらぎ町大字大藪字長玄田145番1地先から同町大字大藪字先嶋162番2地先まで	旧	3.00 ） 3.30	250.72	
伊都郡かつらぎ町大字大藪字先嶋191番地先から同町大字大藪字先嶋162番2地先まで	新	3.00 ） 4.80	73.39	新桧谷橋 L=38.00

和歌山県告示第438号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 紀の川自転車道

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字大藪字先嶋191番地先から同町大字大藪字先嶋162番2地先まで

供用開始の期日 令和4年4月5日

和歌山県告示第439号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定したので、同条第4項の規定により告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路建設課において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 泉佐野打田線

区 間	延長 メートル	指定の部分
紀の川市重行字東中原324番5地先から同市打田字小門589番1地先まで	2,900.00	上下線

和歌山県告示第440号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和4年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル

3588	有田郡有田川町大字下津野 字金屋1163番1の一部	有田郡有田川町大字野田51 1番地2 株式会社明建ハウス 代表取締役 川口拓郎	令和 4.3.14	6.00	42.85
------	------------------------------	--	--------------	------	-------

和歌山県告示第441号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和4年4月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3574	田辺市上秋津字岩内690番1 の一部	大阪府阪南市さつき台一丁 目9番15号 稲井芳子	令和 4.3.17	5.00	36.51

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年4月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小濱孝夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
自由民主党和歌山 県土地改良支部	中山正隆	代表者	中山正隆	中村慎司	令和 4.2.17
自由民主党和歌山 県第一選挙区支部	門博文	会計責任者	秋田員代	染谷剛	令和 4.1.27

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
和歌山の未来をつ くる会	寺口一廣	会計責任者	仲村至弘	森井直也	令和 4.2.14
和歌山県土地改良 政治連盟	中山正隆	代表者	中山正隆	中村慎司	令和 4.2.17
伊奈禎胤後援会	間野栄次	会計責任者	西裕晴生	八田啓	令和 4.2.21
川原一泰後援会	田中壽一	代表者	田中壽一	小川安宥	令和 3.11.10
幸福実現党田辺後 援会	内田進一	会計責任者	鎌田光一	松永智生	令和 3.8.7

笠松美奈と歩む会	笠松美奈	主たる事務所の所在地	田辺市上秋津1051	田辺市中屋敷町6番地	令和 3.4.30
平野よしや後援会	豊田高暢	主たる事務所の所在地	伊都郡高野町高野山573	伊都郡高野町高野山795	令和 4.2.21
南かつや後援会	南勝弥	主たる事務所の所在地	西牟婁郡白浜町343	西牟婁郡白浜町321	令和 3.12.20
中庄谷孝次郎後援会	中庄谷孝次郎	主たる事務所の所在地	和歌山市松江中3-8-45 ミレグランデIV101号室	和歌山市福島464-3 ロマネコンティII203号室	令和 3.8.10
和歌山市歯科医師 連盟	宮尾治樹	代表者	宮尾治樹	和中美喜夫	令和 3.6.19
		会計責任者	土橋啓一	前田順昭	令和 3.6.19

和歌山県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年4月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
日本維新の会衆議院和歌山県第2選挙区支部	所順子	令和 4.2.10

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
小松ひでお後援会	西原清	令和 4.1.19
正垣泰比古後援会	前憲治	令和 4.1.31
池口公二後援会	大岩崇	令和 3.12.31
みなと正剛後援会	花田正幸	令和 3.12.31
小林ひでよ後援会	上田紀久男	令和 3.12.31
坂本康隆後援会	妹背博	令和 4.3.5

和歌山県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年4月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
井浜港斗後援会	井浜港斗	井浜港斗	西牟婁郡上富田町朝来1090-9	令和 4.3.7
大山希世後援会	平岡稔	山本義明	伊都郡かつらぎ町三谷827-1	令和 4.3.10

監 査 公 表

和歌山県監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年4月5日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 富 安 民 浩
 和歌山県監査委員 玉 木 久 登

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
和歌山県税事務所	令和4年1月28日
和歌山県消防学校	〃
和歌山県立文書館	〃
和歌山県環境衛生研究センター	〃
和歌山県消費生活センター	〃
和歌山県男女共同参画センター	〃
和歌山県動物愛護センター	〃
和歌山県精神保健福祉センター	〃
和歌山県立和歌山産業技術専門学院	〃
和歌山県工業技術センター	〃
和歌山県立図書館	〃
和歌山県立近代美術館	〃
和歌山県立博物館	〃
和歌山県立紀伊風土記の丘	〃
和歌山県立自然博物館	〃
和歌山県立向陽中学校・和歌山県立向陽高等学校	〃
和歌山県立桐蔭中学校・和歌山県立桐蔭高等学校	〃
和歌山県立星林高等学校	〃

和歌山県立和歌山北高等学校	〃
和歌山県立和歌山東高等学校	〃
和歌山県立和歌山高等学校	〃
和歌山県立和歌山工業高等学校	〃
和歌山県立和歌山商業高等学校	〃
和歌山県立海南高等学校	〃
和歌山県立きのくに青雲高等学校	〃
和歌山県立和歌山盲学校	〃
和歌山県立和歌山ろう学校	〃
和歌山県立紀北支援学校	〃
和歌山県立紀伊コスモス支援学校	〃
和歌山県立和歌山さくら支援学校	〃
和歌山県和歌山東警察署	〃
和歌山県和歌山西警察署	〃
和歌山県和歌山北警察署	〃
和歌山県海南警察署	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 和歌山県税事務所

現金払込書の払込者名が、払込日当日不在の者となっている事例があったので、適正に処理されたい。

イ 和歌山県消費生活センター

(ア) 旅費の支出において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給していた。

b 外出承認すべきところ旅行命令を行い、旅費を支給していた。

(イ) 郵便切手類使用簿において、検印がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

ウ 和歌山県動物愛護センター

集中調達外の備品購入に係る支出負担行為について、出納機関への合議がなされていなかったの
で、適正に処理されたい。

エ 和歌山県立近代美術館

(ア) 発券類整理簿について、受入れの検印及び残数の登記がなされていなかったの
で、適正に処理されたい。

(イ) 駐車場使用料について、調定すべき金額の積算基礎に係る妥当性等を確認せずに収入調定して
いたので、適正に処理されたい。

(ウ) 産業廃棄物収集運搬及び処分業務について、産業廃棄物処理業務であるにもかかわらず、廃棄
物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の2第4号に定める委託契約
書を作成せず請書で処理していたので、適正に処理されたい。

(エ) パソコン機器等の賃貸借契約について、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 契約書の賃貸借期間の終期を誤っていた。

b 起案文に添付された仕様書の内容と、契約書に添付された仕様書の内容に相違があった。

オ 和歌山県立博物館

- (ア) 発券類整理簿について、受入れの検印がなされていなかったため、適正に処理されたい。
- (イ) 郵便切手類使用簿において、検印がなされていない事例があったため、適正に処理されたい。

カ 和歌山県立紀伊風土記の丘

消防用設備等修繕料の支出について、履行確認がなされていなかったため、適正に処理されたい。

キ 和歌山県立星林高等学校

平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を終えていなかったため、適正に処理されたい。

ク 和歌山県立和歌山高等学校

- (ア) ETCカードを紛失していたため、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。
- (イ) 産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託契約の仕様書について、必要のない項目が含まれていたため、適正に処理されたい。
- (ウ) 郵便切手類使用簿について、複数職員による現物確認を行っていたにもかかわらず、3月末の種類別の残高の枚数に誤りがあったため、適正に処理されたい。

ケ 和歌山県和歌山西警察署

損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数発生していたため、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

和歌山県監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した財政的援助団体等の監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年4月5日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 富 安 民 浩
 和歌山県監査委員 玉 木 久 登

1 監査の対象

3の監査対象機関の出納その他の事務の執行で当該財政的援助等に係るもの

2 監査の着眼点

(1) 補助団体等について

補助金等の交付目的に沿って、事業が適正かつ効率的に執行されているか。

(2) 出資・出捐団体について

- ア 出資・出捐目的に沿って、事業が適正かつ効率的に執行されているか。
- イ 事業成績、財政状況等は、適正に決算諸表等に表示されているか。

(3) 公の施設の指定管理者について

- ア 協定書及び事業計画書に沿って、事業が適正かつ効率的に執行されているか。
- イ 民間の事業者の有するノウハウが適正に活用されているか。

(4) (1)～(3) 共通

当該財政的援助に係る出納事務は、適切に処理されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
学校法人高野山学園 第36回国民文化祭、第21回全国障害者芸術・文化祭和歌山県実行委員会	令和4年1月28日 "

第45回全国高等学校総合文化祭和歌山県実行委員会	〃
学校法人さくら学園	〃
和歌山県公営競技主催者協議会	〃
紀南農業協同組合	〃
和歌山県農水産物・加工食品輸出促進協議会	〃
一般社団法人和歌山県私学振興基金協会	〃
公立大学法人和歌山県立医科大学	〃
公益財団法人わかやま移植医療推進協会	〃
公益財団法人わかやま産業振興財団	〃
和歌山県信用保証協会	〃
公益財団法人和歌山県栽培漁業協会	〃
公益財団法人和歌山県水上安全協会	〃
和歌山県住宅供給公社	〃
社会福祉法人和歌山県身体障害者連盟 (和歌山県視聴覚障害者情報提供施設(和歌山県点字図書館)指定管理者)	〃
一般社団法人和歌山県聴覚障害者協会 (和歌山県視聴覚障害者情報提供施設(和歌山県聴覚障害者情報センター)指定管理者)	〃
みんなでつくる和歌川河川公園の会 (和歌山県和歌川河川公園指定管理者)	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政的援助等に係る出納その他の事務(以下「監査対象事務」という。)の執行は、重要な点においておおむね適正と認められた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 和歌山県公営競技主催者協議会

預り金残高の内訳を把握しておらず、歳入として計上すべき額を計上していなかったことにより、和歌山県公営競技主催者協議会に対する県負担金が過大に交付されていたので、適正に処理されたい。

イ 和歌山県農水産物・加工食品輸出促進協議会

(ア) 会計処理規程では、歳入簿・支出予算差引簿を備えるよう定められているが、一括して出納簿で管理していたので、適正に処理されたい。

(イ) 補助対象である委託契約書及び変更契約書に貼付した収入印紙において、印紙税額の誤りにより過貼付となっていた事例があったので、適正に処理されたい。

ウ 公立大学法人和歌山県立医科大学

長期継続契約において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

エ みんなでつくる和歌川河川公園の会

(和歌山県和歌川河川公園)

有料施設の利用料金の減免において、減免金額の算出を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

所管課に対する注意事項

和歌川河川公園において、協定書に定める有料施設の利用料金の減免金額の算出を誤っている事例があったので、指定管理者に対し、適正に指導されたい。

諸 報

公立大学法人和歌山県立医科大学において口頭により開示請求をすることができる個人情報の公告

和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる個人情報を次のように定める。

令和4年4月5日

公立大学法人和歌山県立医科大学理事長 宮下和久

口頭により開示請求をすることができる個人情報		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
事務の名称	開示する内容		
和歌山県立医科大学 医学部医学科入学者選抜 （一般選抜前期日程）	募集枠並びに合否別にA、B、C、D及びEの5段階による試験結果	当該試験結果発表の日の属する年度の翌年度の5月9日から同月27日までのうち日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間	和歌山県立医科大学 学生課（和歌山市紀三井寺81番地1 紀三井寺キャンパス）
和歌山県立医科大学 保健看護学部保健看護学科入学者選抜 （学校推薦型選抜） （一般選抜前期日程） （一般選抜後期日程）	合否別にA、B、C、D及びEの5段階による試験結果	当該試験結果発表の日の属する年度の翌年度の5月9日から同月27日までのうち日曜日、土曜日及び休日を除く日の午前9時から午後5時までの間	和歌山県立医科大学 保健看護学部事務室（和歌山市三葛580番地 三葛キャンパス）
和歌山県立医科大学 薬学部薬学科入学者選抜 （一般選抜前期日程）	合否別にA、B、C、D及びEの5段階による試験結果	当該試験結果発表の日の属する年度の翌年度の5月9日から同月27日までのうち日曜日、土曜日及び休日を除く日の午前9時から午後5時までの間	和歌山県立医科大学 薬学部事務室（和歌山市七番丁25番1 伏虎キャンパス）
和歌山県立医科大学 助産学専攻科入学者選抜	合否別にA、B、C、D及びEの5段階による試験結果	当該試験結果発表の日の属する年度の翌年度の5月9日から同月27日までのうち日曜日、土曜日及び休日を除く日の午前9時から午後5時までの間	和歌山県立医科大学 保健看護学部事務室（和歌山市三葛580番地 三葛キャンパス）

※ 試験結果の開示を希望する本人は、受験票を持参のうえ、和歌山県立医科大学に請求すること。